

平成 14 年 11 月 25 日

特定非営利活動法人 京都消費者ネットワーク
長尾 治助 理事長 殿

東北インテリジェント通信株式会社
代表取締役社長 相原 孝志

申込書に対する回答

弊社は、電気通信事業協会の会員として、「代理店の営業活動に対する倫理要綱」に基づき、代理店の販売活動に対して、今回ご指摘のあった不当な契約行為が行われないよう徹底指導を実施してまいりました。特に、販売代理店が顧客に対して一定期間内の解約を制限し、その期間内に解約があった場合に違約金を徴収する行為につきましても、徹底指導を行ってきております。

さらに、弊社は既に平成11年9月末日をもって、代理店での販売を全面休止し、直営店での販売のみとしており、現在にいたるまで、ご指摘のあった事例は一切発生いたしておりません。

現在、PHS事業そのものが厳しい状況の中、代理店での販売を再開する予定はございませんが、今回、貴殿よりの申し入れを受けたことは真摯に受け留め、再度代理店での販売を実施する場合には、「代理店の営業活動に対する倫理要綱」に基づいた営業活動に徹する所存ですので、何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

以上